

令和4年度 事業計画書

【基本理念】

『完全参加と平等』を基本理念として、利用者が自立した生活を地域社会で営むことができるよう支援することを基本とし、福祉サービスの質の向上を図り、地域福祉の推進に貢献する。

【基本方針】

利用者の人権の尊重を基本とし、利用者が安心・安全で健康に生活できるよう個々に応じた質の高いサービスの提供に努めます。また、利用者の高齢化・障害の重度化など、多様化する状況に対応が遅れないように、諸会議や利用者情報等資料で障害特性、行動特徴を確認・理解し、適切な支援ができる人材の育成に継続して取り組みます。

地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村や保健、医療機関その他の関係機関との密接な連携を図ります。併せて、関係機関と連携・協働し、地域福祉の推進に努めます。

事業重点項目

I 人権尊重と虐待防止の徹底

利用者の人格と人権を尊重した支援サービスを推進するために、外部研修に積極的に参加する。さらに職場内研修を重ね、虐待等に対する意識を深める取り組みを強化します。また、定期的に虐待防止委員会を開催し、虐待防止の徹底を図るとともに定期的に人権侵害自己チェックと支援の振り返りチェックを実施します。

II 情報共有を徹底し、安心・安全なサービス提供

様々な障害のある方や高齢となった方など、多様化する利用者の状況に対応が遅れないように、諸会議等及び利用者情報等資料で障害特性、行動特性を把握・確認し、理解をして支援を行います。身体介護や医療的ケアの必要性の高い利用者が増加しているため、各種研修会への参加により支援スキルの向上を図ります。

リスクマネジメントを基に、気づくポイントや支援方法について職員間で情報

を共有し、適切な支援に努め、安心・安全な生活の提供を目指します。

【事故防止と防災対策の徹底】

ヒヤリハットや事故報告等の事例検証を行い、事故防止に対する意識を高め、利用者が安心して生活できるよう努めます。また、火災・地震等の非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、関係機関とも連携し、防災体制の強化に努めます。

Ⅲ 感染症予防対策の徹底強化

新型コロナウイルス等の感染症については、施設にウイルスを持ち込まないため、日々の職員の健康管理の徹底を図ります。また、利用者の健康観察を行い、医療との連携を図り感染症対策を徹底します。

感染症に関する情報収集を怠らず、毎日の標準予防策を徹底します。感染症マニュアルと施設で発生した場合のマニュアル、BCP（業務継続計画）の見直しを随時行い、備蓄物品の管理も含め、有事に備えます。利用者と職員への啓発は、平明さと実践しやすさに工夫をして継続し、ご家族や地域の福祉サービス事業所との情報共有にも努めます。標準予防策をしながら、利用者のQOLを下げないように、留意します。

【業務継続計画】

～地震や風水害等の自然災害、感染症のまん延など突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画～の策定、実施、見直しを行う。

Ⅳ 働きがいのある職場づくり（ワークライフバランスへの配慮、メンタルヘルスケアの推進）

職場全体で業務の見直しや効率化を図り、時間外労働の削減と労務管理の徹底に取り組みます。利用者への質の高いサービスを提供するために、職員のワークライフバランスの配慮や、メンタルヘルスケアの推進等により職員の健康の保持に努め、長期安心して勤務できるよう支援します。

また、職員からの意見を積極的に取り入れ、モチベーション向上を図りながら、働きがいがあると思われるような職場づくりを目指します。

【職員の確保、人材の育成】

職員の適正数を確保する。多様な人材の確保のために、福祉経験者に限らない、積極的な職員確保に努める。

V 経営基盤の安定、信頼される組織運営

令和4年度は特に就労系事業（就労継続支援B型）の活動内容や運営方法について発展的に検討し、実施します。自主生産品の見直しや、生産体制の確立を目指します。

サービスの充実に努めることに加え、相談支援事業所との連携や施設の魅力を情報発信し、全ての事業（生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助）の新規利用者の確保に努め、経営の安定を目指します。

VI 地域社会貢献活動への取組み

法人の有するノウハウを活かし、地域の福祉ニーズに対応します。関係機関・地域との連携により、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する多様な福祉サービスの提供を行う。

事業計画

法人本部

1 会務の運営並びに連絡・協調

- (1) ア 法人の円滑な運営と事業の推進を図るため、次の役員会を開催する。
理事会 6月 12月 3月 ほか必要に応じて開催
- イ 定時評議員会 6月 ほか必要に応じて開催
- ウ 監事監査 5月
- エ 評議員選任・解任委員会 随時

2 信頼される組織運営

- (1) コンプライアンス（倫理観と規範意識）の徹底
 - ア 法令遵守と事業運営の透明性の向上
 - イ 運営状況・情報の積極的な公表
 - ウ 労務管理と対話の推進

3 その他

- 1) 定款・規程等の管理
- 2) 職員人事と処遇監理（労務、給与、福利厚生、辞令等）
- 3) 財務会計等の運営・管理
 - (a) 会計事務（予算、決算、経理事務他）
 - (b) 財産の適正な管理（基本財産、固定資産、積立金他）
 - (c) 内部監査の実施
 - (d) 経営情報の公表による透明性の確保に努める（全国経営協 HP）

4 関係機関・団体等との連絡・協調

- ア 行政との連絡・協調、鹿屋市・垂水市社会福祉協議会との連携
- イ 関係諸団体、他福祉施設、関係機関との連絡・協調
- ウ 県社協、県社会就労センター、県知障協、経営協、共同受注センターとの連携

－各サービス事業の事業計画－

「障害者支援施設 陵北荘」

【取り巻く環境】

陵北荘の利用者は在籍40名中24名が60歳以上であり、年々高齢化、重度化が進んでおり、精神疾患の利用者も増えるなど多様な障がい特性に応じた専門的な支援が求められています。

また、利用者の安心・安全なサービス提供については、事故を未然に防ぐために、ヒヤリハットやインシデント・アクシデント事例を基に検討し、原因を明らかにする中で、その対策や工夫の取組みが必要となっています。

併せて、身元引受人の高齢化や世代交代が進んでおり、成年後見制度など利用者の権利擁護に努めていく必要が生じてきています。

施設入所支援

1 事業目的

日中活動と併せて、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介助、生活に関する相談・助言その他必要な日常生活上の支援を行う。利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者が健康で快適な生活を維持し、充実した生活が送れるように利用者の障害の程度や特性に配慮し、地域社会への適応性や社会生活力を高めることを目標として、あらゆる機会を通じての生活支援を行う。

2 事業目標

常時定員（40人）を常に充足するよう努める。

3 支援内容

- (1) 相談・助言及び援助
- (2) 心身の状況に応じた適切な介護及び支援
- (3) 入浴又は清拭
- (4) トイレ誘導や排泄介助等
- (5) 必要な日用品（オムツ等）の提供を行う。
- (6) 夜間時において夜勤2名体制（男女1名ずつ）で対応。同性介助を旨とする。
- (7) 食事の提供
- (8) 栄養士は、利用者の個別支援計画に基づき、看護師と連携して、栄養ケアマネジメントを行う。嗜好調査の実施・分析。食事への反映。
- (9) 健康管理 通院介助
- (10) 火災、台風及び地震、また不審者対応に向けての防災・防犯訓練等の強化。
- (11) 社会生活上の便宜の供与等 買物支援の実施
- (12) リスクマネジメントの充実

生活介護

1 事業目的

地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者に対して、入浴・食事・排せつ等の日常生活の支援サービスの提供を行い、創作的活動又は生産活動の機会等を提供し、利用者が安心して参加し生きがいのある生活を過ごせるよう

に支援する。さらには、利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき利用者の特性、能力等を勘案し、利用者個々に合わせて日中活動を支援する。

2 事業目標

一日平均利用者44人(定員)を充足するよう努める。

3 支援内容

- (1) 介護
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理
- (4) 入浴又は清拭
- (5) 相談及び援助
- (6) 個別的なリハビリテーション
- (7) 生産活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、創作活動
- (8) 地域との連携、ボランティアの受入れ
- (9) 職員研修の実施
- (10) その他

障害者短期入所事業

1 事業目的

居宅においてその介護を行う者の疾病やその他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ、食事提供等日常生活上の介助・支援を行う。

コロナ禍において利用者が激減しているのが現状であるが、地域のニーズの把握に努め、さらにサービスの質を高め、利用者から選択される施設を目指します。

2 事業目標

併設型2床で実施。延利用者数を月間10人、年間約180人を目指す。

3 支援内容

- (1) 食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援。
- (2) 軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供。
- (3) 身体能力、日常生活能力の維持・向上に努める。
- (4) 日常生活上必要なバイタルチェック、服薬の支援。

就労継続支援B型事業

～ 陵北荘・パン工房ぴーたーぱん 就労支援事業所ティンカー・ベル ～

1 事業目的

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などにあつて、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の高まった利用者について、就労への移行に向けた支援を目的として必要な指導訓練を行い、一般就労に必要な知識や能力が高まった場合には、一般就労に向けて支援します。指導・支援については保護者・家族の方と連携を密にし、協力して行います。

又、就労支援ネットワークや大隅地域の各地域自立支援協議会への参加により、就労部門

の役割を遂行する。

2 事業目標

➢ 陵北荘 一日平均利用者14人(定員15人)を目指す。

➢ パン工房ぴーたーぱん 一日平均利用者20人(定員20人)を目指す。

➢ 就労支援事業所ティンカー・ベル 一日平均15名以上(定員20人)を目指す。

- * 登録している利用者の中で、利用者回数の少ない方の回数を増やすよう支援内容を見直し、利用へと繋がるよう努めます。特定指定相談支援事業所との連携を密にする。

＜売上目標＞ 就労部門 ー 売上増に向けて製品開発と営業力強化に努める。

➢ 陵北荘 年間 5,685,000 円

➢ パン工房ぴーたーぱん 年間 23,312,000 円

➢ 就労支援事業所ティンカー・ベル 年間 20,400,000 円

3 支援内容

- (1) 基礎的体力、理解力、作業能力等の向上のために必要な訓練を行う。
- (2) 工賃の支払い
- (3) 持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上のために必要な訓練を行う。
- (4) 職場における協調性の向上のための支援を行う。
- (5) 職場規律、社会規律の遵守のための支援を行う。
- (6) 職場への定着、労働についての対応力が身につくよう指導・支援する。
- (7) 職場実習や一般就労に向けて支援します。
- (8) 雇用関係への移行
- (9) おおすみ障がい者就業・生活支援センターとの連携
- (10) 地域との連携
- (11) 利用者が安心・安全で、働きやすい職場としての環境作りに努める。
- (12) 火災、台風及び地震、また不審者対応に向けての防災・防犯訓練等の実施。
- (13) リスクマネジメントの充実
- (14) 健康管理
- (15) 工賃の向上
- (16) <感染症対策を徹底した上で>
陵北荘バザーの開催(年1回)や各種バザーへの積極的参加。
パン工房ぴーたーぱん、ティンカー・ベルの店舗への集客・売上増のためのセール等を展開する。「ぴーたーぱん」誕生祭(年1回)、「ティンカー・ベル記念バザー」(年1回)や年2回程度のセールの開催、各種バザーへの参加
- (17) 製品及び製品価格の検証、販売方法や販路等の見直し。陵北荘においては安定した利益性の高い委託事業の維持と新たな事業者の確保に努める。
- (18) 展示場、作業棟の活用
- (19) 障害者優先調達推進法の活用
- (20) 作業部門の充実
- (21) 一般就労を目指す利用者への支援、施設外支援の実施

特定指定相談支援事業所「虹」

1 事業目的

特定相談支援事業所「虹」は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

さらに障害児相談事業においても障害児及びその保護者に対し、適切な相談・援助を行います。

事業実施にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

また、市町行政や肝属地区障害者基幹相談支援センター（陵北荘から相談支援専門員1名を出向）及び他の特定相談支援事業所等との連携を密にして利用者支援に努めます。

2 事業目標

年間延 1,550 件（者）、410 件（児）—（契約、サービス等利用計画「案」、モニタリング等）

3 支援内容

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守して、特定指定相談支援事業の業務を適切に実施する。

- ①計画相談支援の提供
- ②サービス等利用計画案の作成等
- ③モニタリングの実施（報告書の作成等）
- ④利用者からの相談・苦情処理に関する業務
- ⑤人権の擁護、虐待防止等のために必要な措置

共同生活援助事業

～ 舞ハウス風 ～ —外部サービス利用型—

1 事業目的

利用者が地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活居住において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。

2 事業目標

常時定員（7人）を充足・維持するよう努める。

3 支援内容

- (1) 利用者に対する相談及び援助
- (2) 利用者と共に共同で行う調理、洗濯及び掃除等の家事
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連携
- (7) 財産管理等の日常生活

～ 舞ハウス（そよ風）（ゆめ） ～ ー介護サービス包括型ー

1 事業目的

利用者が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活を行う住居を提供し、心身の状況に応じて、相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の援助を行う。

2 事業目標

常時定員（14人）を充足・維持するよう努める。

3 支援内容

- (1) 共同生活援助計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 日中活動の場等との連絡・調整
- (8) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (9) 夜間における支援
- (10) 体験利用における支援
- (11) ショートステイ（2床）の運営
居宅においてその介護を行う者の疾病やその他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等に対して、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援を行う。
- (12) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
その他心身の状況に応じた必要な介護、支援、家事、相談、助言